

はじめに



本県では、県民が安心できる食環境を推進するため、平成15年に策定した「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針」（平成19年12月一部改定）に基づき、平成20年度から平成22年度までの3年間を計画期間とする「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針に基づく施策の実施計画」を策定し、食品の生産から消費に至るまでの総合的な安全・安心確保のための施策に取り組んでまいりました。

しかし、この間、食を取り巻く環境にも変化が生じ、事故米穀の不正流通、産地偽装表示の問題など、食の安全・安心を揺るがすような事件が全国的に相次いで発生したほか、県内においても、産地偽装事件が発生しております。

こうした中であって、国においては、平成21年5月に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」が改正され、食品の産地偽装に対する直罰規定が盛り込まれました。さらに、同年9月には消費者の目線に立って活動する行政機関として消費者庁が創設されております。

本県におきましても、今後の更なる食品の安全・安心確保を図るため、このたび、基本指針について一部見直しを行うとともに、平成23年度からの5ヵ年の新たな行動計画として「長崎県食品の安全・安心アクションプラン」を策定いたしました。

この基本指針では、現在の食品流通状況に対応するため、施策体系を一部組み直すとともに、食の安全・安心の確保に係る国や近隣県との連携強化を特に明記いたしました。また、これを踏まえ、今回策定したアクションプランにおいても、特に、食品関連事業者による自主的な衛生管理の一層の推進や、リスクコミュニケーションの充実へ向けた新たな手法の展開などを新たに盛り込み、食の安全・安心を確保するための総合的な施策を推進していくこととしています。

県民の皆様が安心して健康的な食生活を送ることができるとともに、県産食品の更なるブランド化の推進のため、食品関連事業者や消費者の皆様との連携強化を図りながら、新しい基本指針及びアクションプランに基づく関係施策を計画的・効果的に展開してまいりたいと存じますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本基本指針及びアクションプランの策定等にあたり、熱心にご審議いただきました「長崎県食品安全・安心委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成23年 3月

長崎県知事 中村 法道

長崎県における食品の安全・安心確保基本指針 (第2次改定版)

目 次

第1章 策定の基本的な考え方	3
第1節 策定の趣旨	
第2節 基本指針の役割	
第3節 責務及び役割	
第2章 指針の体系	5
第3章 施策の方向性	7
I 生産から消費までの食品の安全性の確保	
第1節 生産段階における安全・安心確保	7
①農林産物の安全・安心確保	
②畜産物の安全・安心確保	
③水産物の安全・安心確保	
第2節 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全・安心確保	8
①監視指導体制の強化（製造・加工・調理・流通・販売段階）	
②食肉検査体制の強化（製造・加工段階）	
③輸入食品の安全対策の強化（流通・販売段階）	
④食品表示に係る指導及び監視体制の強化（流通・販売段階）	
⑤消費者による食品表示適正化等の推進（消費段階）	
⑥食品衛生に関する正しい知識の啓発（消費段階）	
第3節 食品の安全性確保体制の充実	9
①食品の安全管理に関する調査・研究の推進	
②試験検査体制の充実	
③危機管理体制の整備・強化	
II 食に関する理解促進と安心の提供	
第4節 県産食品の推奨	10
①地産地消の推進	
②県産食品の推奨	

第5節 関係者間の連携・協働の推進・・・・・・・・・・	10
①技術的支援	
②地域で活動する組織や団体との連携強化	
③国等との連携	
第6節 消費者に対する安全・安心への理解推進・・・・・・・・	11
①正確な情報の公開	
②リスクコミュニケーションの充実	
③食の安全・安心につながる食育の推進	
第4章 食品の安全・安心確保の進め方 ・・・・・・・・・・	12
第1節 県民の意見の反映	
第2節 各種計画の策定	
第3節 各施策の推進体制の強化	
第4節 指針の見直し	
第5節 情報の提供	
長崎県における食品の安全・安心確保の進め方・・・・・・・・	14

長崎県食品の安全・安心アクションプラン (平成 23 年度～平成 27 年度)

目 次

第 1 章 策定の基本的な考え方	1 7
第 1 節 策定の趣旨	
第 2 節 計画の位置づけ	
第 3 節 計画の期間	
第 4 節 計画の構成	
第 5 節 進行管理	
第 2 章 食を取り巻く現状と課題	1 8
第 1 節 食を取り巻く現状	1 8
第 2 節 食の安全・安心に対する県民の意識	2 1
第 3 節 取り組むべき課題	2 4
第 3 章 基本指針に基づく施策の展開	2 5
I 生産から消費までの食品の安全性の確保	
第 1 節 生産段階における安全・安心確保	2 5
①農林産物の安全・安心確保	2 5
②畜産物の安全・安心確保	2 7
③水産物の安全・安心確保	2 9
第 2 節 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全・安心確保	3 1
①監視指導体制の強化（製造・加工・調理・流通・販売段階）	3 1
②食肉検査体制の強化（製造・加工段階）	3 4
③輸入食品の安全対策の強化（流通・販売段階）	3 6
④食品表示に係る指導及び監視体制の強化（流通・販売段階）	3 7
⑤消費者による食品表示適正化等の推進（消費者段階）	4 0
⑥食品衛生に関する正しい知識の啓発（消費者段階）	4 1
第 3 節 食品の安全性確保体制の充実	4 2
①食品の安全管理に関する調査・研究の推進	4 2
②試験検査体制の充実	4 4
③危機管理体制の整備・強化	4 5

Ⅱ 食に関する理解促進と安心の提供

第4節 県産食品の推奨・・・・・・・・・・・・・・・・	47
①地産地消の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	47
②県産食品の推奨・・・・・・・・・・・・・・・・	49
第5節 関係者間の連携・協働の推進・・・・・・・・	50
①技術的支援・・・・・・・・・・・・・・・・	50
②地域で活動する組織や団体との連携強化・・・・・	51
③国等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	52
第6節 消費者に対する安全・安心への理解促進・・・・・	53
①正確な情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・	53
②リスクコミュニケーションの充実・・・・・・・・・・	55
③食の安全・安心につながる食育の推進・・・・・・・・	58

資料編

○用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	63
○長崎県食品安全・安心推進会議設置要綱・・・・・・・・	78
○長崎県食品安全・安心委員会名簿・・・・・・・・	84